

営業所技術者の取扱いについて

葛飾区発注の工事案件において、建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者の取扱いについては、次のとおりとします。

1 専任配置を要する工事に従事するための要件

- (1) 当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事であること。
- (2) 工事一件の請負代金が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
- (3) 当該営業所と当該建設工事の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
- (4) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。
- (5) 当該建設工事に配置される営業所技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を配置していること。
- (6) 当該工事現場の施工体制を、営業所技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- (7) 人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。
- (8) 営業所技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (9) 営業所技術者が、受注者と直接的かつ工場的な雇用関係にあること。具体的には、契約締結日の3か月以上前から直接雇用の関係にあること。
- (10) 従事する工事が、1件以下であること。

2 専任配置を必要としない工事に従事する要件（営業所と工事現場が近接している場合）

- (1) 当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事であること。
- (2) 工事現場の職務に従事しながら、実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。具体的には、営業所と従事する工事現場間の移動時間が、おおむね2時間以内であること。
- (3) 営業所と常時連絡をとりうる体制であること。
- (4) 営業所技術者が、受注者と直接的かつ工場的な雇用関係にあること。具体的には、契約締結日の3か月以上前から直接雇用の関係にあること。

3 専任配置を必要としない工事に従事する要件（営業所と工事現場が近接していない場合）

本通知の「1 専任配置を要する工事に従事するための要件」のうち、(2)を除く要件を満たしていること。

4 特定営業所技術者が、監理技術者として従事する場合

監理技術者の職務を兼ねて行う特定営業所技術者は、以下の要件を満たしていること。

- (1) 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けていること。
- (2) 建設業法第 26 条第 5 項の講習を受講していること。

5 適用開始日

令和 7 年 4 月 1 日